

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 27 年 6 月 12 日現在

機関番号：32634

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2011～2014

課題番号：23330181

研究課題名(和文) 戦前期における福田会育児院の運営組織と処遇に関する研究

研究課題名(英文) Research on the Organizational Management of the Fukuden-kai Infant Home and Treatment of the Children from 1879 to 1945

研究代表者

宇都 榮子 (UTO, EIKO)

専修大学・人間科学部・教授

研究者番号：40060701

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 14,100,000円

研究成果の概要(和文)：1879年、福田会育児院は、貧孤児救済の為、仏教諸宗派合同により東京に創設され、当初より児童の入所・育児方法(院内、院外=里親制度)、養育者、教育内容等の規則を定め、会友組織(僧職者中心の財政支援者)、渋沢栄一らによる会計監督制度を定め、運営組織を明確化、新聞による広報も実施した。1889年、育児内容改善の為、上流夫人による恵愛部を設立した。天皇(1880)や皇后からの下賜金(1891～)は、社会的信用証となった。大正・昭和戦前期には、内務省や東京府、渋谷町、民間助成団体助成を受けた。濃尾震災(1891)・三陸津波(1896)・関東大震災(1923)等の被災児童救済も積極的に行った。

研究成果の概要(英文)：Jointly established in Tokyo in 1879 by a group of various Buddhist sects, the Fukuden-kai Infant Home offered relief to impoverished children. Initially, this organization established regulations on child-raising methods (in the Infant Home and in the foster parent system), childcare workers, educational content and children's admission. The Association of Friends System (financial supporters who were primarily priests) and the account auditing system by people like Eiichi Shibusawa were also established. The organization's management was made transparent, and it accessed newspapers for public relations. In 1889, the wives of aristocrats established the Keiai Department to improve childcare. The funds granted by the Emperor (1880) and Empress (1891-1939) served as proof of its social credibility. The association also worked actively on disaster relief for children affected by the Nobi Earthquake (1891), the Sanriku Tsunami (1896) and the Great Kanto Earthquake (1923).

研究分野：日本社会福祉史

キーワード：社会福祉史 児童福祉施設 仏教 貧困 援助技術 里親 下賜金 支援者

## 1. 研究開始当初の背景

1879年、仏教諸宗派の呼びとにより設立された福田会育児院は、当時の日本を代表する施設の一つとしてこれまで紹介されてきた。しかし、その活動の実態については、先行研究も少なく、解明されていない部分が多い。そこで、本研究では、社会福祉法人福田会の協力を得て、その活動実態について明らかにすることにより社会福祉史研究の空白の部分埋めるものである。

## 2. 研究の目的

福田会育児院は、創設当初より院外委託(里親制度)を取り入れ、施設運営、児童養育に関わる規程もいち早く整備し、会友制度(賛助会員制度)、慈善会、投入銭箱などを設け、経営基盤の安定を図っている。こうした院外委託や院内処遇並びに施設運営組織の実態を明らかにし、今日の施設運営、施設実践、里親制度にも寄与できる示唆を得たい。

## 3. 研究の方法

施設福祉史研究や福田会研究の先行研究の検討並びに福田会所蔵史資料、『福田会月報』、『東京朝日新聞』、『読売新聞』、仏教系新聞『明教新誌』、『弘教新聞』や雑誌資料等を検討する。そして、第一に、福田会育児院をめぐる社会的・経済的・歴史的背景並びに宗教史、社会福祉史からの検討、第二に福田会育児院規程分析による運営組織の検討、『児童原簿』の分析による入所児童の社会的特性についての検討、第三に、会友制度等による財政基盤構築について、第四に、院外委託(里親制度)など、処遇方法の検討を行う。

## 4. 研究成果

(1) 福田会創設から昭和戦前期にいたる迄

福田会創設の社会的、宗教的意義

明治維新後、神道国教化政策がとられ、廃仏毀釈運動により大打撃を受けた仏教界で

は、一つの方策として、結社形成によってこの難に対処した。仏教思想家大内青巒の主宰する『明教新誌』誌上掲載の「日本にも棄児院設立が必要」との論説に触発された臨済宗妙心寺派臨済寺住職の今川貞山は、1876(明治9)年3月6日に、旧幕臣で初代<sup>えきていのかみ</sup>駅遞正を務めた杉浦讓、旧和歌山藩士で国学者の伊達自得と共に、「仏教上慈悲の旨趣に基づき、貧困無告の児女を修養する」として福田会結成を發議した。福田会の名称は、慈悲心をもって貧困者・孤独者・病人などに布施をすれば幸福がもたらされるとの福田思想から名付けられている。翌年、伊達自得、杉浦讓の逝去もあり、今川貞山に加えて山岡鉄太郎(鉄舟)、高橋精一(泥舟)、川井文蔵の3名が同盟者として加わった。1878年に入ると、臨済宗、日蓮宗、天台宗、真言宗、時宗、浄土宗の僧職者が数多く福田会育児院創設に関わるようになった。

維新期の混乱の中で、生活苦から墮胎・間引き等が行われており、貧困家庭の児童の救済は急務の事でした。吉田久一は、育児院の創設は、廃仏毀釈を乗り越えて仏教者の存在意義を広く社会に訴える意味もあったのではないかと指摘している。

### 育児院創設と児童救済(1879年～)

1879(明治12)年1月には、日本橋区茅場町智泉院(天台宗)内に仮事務所開設願いを東京府知事に上申、許可を得、4月1日には、育児院を設置して子どもを収容している。4月26日には日蓮宗新居日薩を会長とし、幹事石泉信如、五古快全、今川貞山、大崎行智の4名を置いた。会計監督委員として渋沢栄一、福地源一郎、益田孝、三野村利助、渋沢喜作、大倉喜八郎が就任し、職員組織の組織執務についてもほぼ整ったので、育児院は明治12年6月16日に開院の運びとなった。

「福田会育児院規則」によると育児院設立の目的は「幼稚にして父母を失ひ或は貧窮に

困せられ養育し能はざる者を入院教育して其己有の厚德深智を發達せしめんことを冀望し以て設立せるものなり」としている。また、対象児童は孤児あるいは貧窮児童で0歳から6歳未満児とし、育児の科を第一科 乳児で里子となす者、第二科、離乳児で6年以上の在院者にわけている。また、福田会は永続会友（各宗僧侶有志）、随喜居士会友（在俗有志）の寄附によって維持されるとした。

福田会創設の翌年 1880 年には天皇からの下賜金を得たが、福田会に対する世間からの信用を得やすくなったと思われる。

智泉院は、手狭で院内で育児を行うのは困難であった。そこで、窮民子女の入院希望があると、之を引き取って福田行誠 5 名、新居日薩 5 名、今川貞山 3 名、石泉信如 3 名、神保日淳ほか各 1 名というように、養育費用を各人がもち、信徒又は里親に託して乳養してもらっている。開設から年末までの育児総数 42 名の内死亡 4 名、現員 38 名の内 27 名が有志者引受、11 名が院内養育であった。

麟祥院（本郷区龍岡町、臨濟宗妙心寺派）内靈樹院移転後の福田会（1881 年～）

智泉院は手狭だったので、国会開設の勅諭が出されて立憲政治に向けての体制づくりが始まった 1881（明治 14）年、福田会は麟祥院内靈樹院の付属家屋を購入し移転した。イ）里親制度 1887（明治 20）年頃より 1944（昭和 19）年頃まで、神奈川県農村地区の里親に入院児童を委託するようになっていった。そして監督者として医師の横山三省（都筑郡荏田村）があたった。

ロ）恵愛部の設置（1889）

1889（明治 22）年 10 月、規則を改正し、慈教、恵愛の 2 部をおき、慈教部は男子会友、恵愛部は女子会友をもって組織し、後者は院児掬撫養を行い育児院の活動を資金面で支

援した。部長には慈善活動に熱心な公爵毛利元徳夫人毛利安子が就任した。

ハ）濃尾大震災被災児の救済（1891）

1891（明治 24）年 10 月岐阜、愛知の両県を中心として発生した濃尾震災の折には、被災児童救済のため、福田会は、副会長の古谷日新、幹事の山下界如ならびに保母を被災地に派遣し孤児 16 人を収容しています。

ニ）入所児童の教育（1892）

1892（明治 25）年には、児童数増加により、東京府の許可を得て、院内に私立福田会尋常小学校（本科、3 年課程）を設立している。これ以前に 1890 年より院内に簡易科小学校を設けていたものを尋常小学校に改組転換したものであった。

長谷寺（麻布区筈町、曹洞宗）移転後の福田会（1892 年）

入院児童の漸増と濃尾震災被災児童の入院もあり、院舎が手狭となり、1892（明治 25）年、長谷寺（曹洞宗寺院）境内を福田会用地として賃借、本院新築の運びとなった。

以前からの新築費義捐金募集積立金と、恵愛部による歌舞伎座での慈善演劇興行実施、また会友及び有志家の寄贈品販売によって、全建築費約 2,399 円を支払っても約 791 円が残った。この新築により、育児室 8 室（各室 8 畳）、病室、屋外運動場も設置された。

イ）三陸津波被災児の救済（1896 年）

1896（明治 29）年の三陸津波の際にも、義捐金を募集、同年 8 月には評議員の北越具戒などを現地に派遣、29 名の孤児を収容している。

ロ）社団法人福田会（1898 年）

民法改正に伴い、1898（明治 31）年、福田会は定款を定め、社団法人の申請を行い認可され、翌年伏見文秀女王を総裁に推戴、理事長に弘海堯朝が就任している。

現在地（東京府豊多摩郡渋谷町大字下渋谷  
 筈開谷御料地）への移転（1912年）

入所児童も130人を超え、長谷寺の院舎も  
 手狭になっていた。そこで、1909年には内  
 務省奨励金も得、1910年には、毛利恵愛部  
 長の尽力により下渋谷御料地拝借が許可さ  
 れた。そして1912年には幼稚園教室、育児  
 室6棟（愛生寮、種穂寮、積善寮、厚生寮、  
 保生寮、種福寮、一寮8畳2間、6畳1間、  
 玄関2畳、台所付、各室幼児10名より12名、  
 保母1人、下婢1人）が完成し、3月16日  
 に子どもたちは移転している。

#### イ) ポーランド孤児の救済

1920（大正9）年には、第一次世界大戦終  
 了後発生したシベリア在住ポーランド孤児  
 がアメリカへの移送途次日本に滞在中の収  
 容先として福田会は、日本赤十字社を通して  
 依頼され、375名の孤児を引き受けた。

#### ロ) 財団法人

1921年には、財団法人化を図っている。  
 1923年関東大震災の発生により、育児院収  
 容児童は前年の133人から195人となったが  
 被災児童の救済にあたった。

### (2) 福田会育児院の財政基盤

今日のような措置費制度（公費による施設  
 運営費補助）はなかったため、施設運営費の  
 工面は、福田会にとって大きな課題だった。  
 表1にあるように、福田会の支援者＝会友に  
 よって財政基盤を堅固なものとした。仏教諸  
 宗派の僧侶、渋沢栄一等の実業家、公爵夫人  
 毛利安子等の「上流婦人」、一般の人々から  
 の支援で福田会は運営されていった。

また、創設翌年の1880年には天皇からの  
 下賜金を得ている。さらに上流婦人によって  
 組織された恵愛部創設後は、皇后からの下賜  
 金も得、これは昭和戦前期まで続いた。入院  
 児童に反物も下賜された。寄付金募集の際、  
 下賜金を受けている施設であるということは  
 社会的な信用を得やすかったと思われる。

表1 明治・大正期における福田会会友・会員種別

規則名	会友種別		資格要件、任務等	
福田会規則 (1879.1)	会友	永続会友	専ら本院のことを総裁する もの、委員や会計上の務め を管するもの、(僧侶)	
		随喜会友	福田慈恵の情を以て寄附を 行い会を補助する人	
福田会育 児院規則 (1879.5.)	会友	発起永続会友	各宗教導職中の同志相会盟 する者(僧侶)	
		随喜居士会友	居士にして此会に入て始終 保護を専らに志す者	
	損助者		資金ヲ恵給スル者	
福田会育 児院規則 (1889)	会友	正 会 員	永続会友	福田会の発起者で僧侶、檀 信を奨励する義務あり、随 時寄附の外会費月5銭
			特別会友	入会一時金20円、毎月10銭 以上を納め、本会に義務を 尽くす者
		賛 成 員	随喜会友	随意に金員あるいは物品を 納めて本会の目的に賛成す る者
福田会定 款 (1898)	会友	名誉会友		本会に功勞あり若しくは徳 望ありて社員又は会友の推 薦ある者
		永続会友		一時に金20円以上納付者
		通常会友		毎月金10銭以上若しくは毎 年金1円以上を納める者
		随喜会友		随意金銭物品寄附者
財団法人 福田会寄 付行為 (1921)	会 員	有功会員		一時に金千円以上の金品を 寄付したる者及び特別功勞あ りたる者
		特別会員		一時に金百円以上の金品若し くは毎月金1円以上の寄付者
		通常会員		毎月金20銭以上若しくは毎年 金1円以上の寄付者
		賛助員		一時に金拾円以上の金品を 寄付したる者

注. 東京都公文書館所蔵資料、宮内庁書陵部所蔵資料により作成

### (3) 福田会育児院の入所児童について

#### 入院対象の変遷と手続きについて

入院資格、入院年齢、入院申込方法、入院  
 児童呼称、養子縁組、育児の科などについて  
 は、表2を参照されたい。

#### 院外処遇

福田会では、1887(明治20)年頃から1944  
 (昭和19)年頃まで、神奈川県農村地区に  
 里親委託を実施していた。誰に委託するかの  
 選定は、福田会育児院から囑託された里親委  
 託地域在住の里子取扱委員が行っており、里  
 親受託を希望する家庭は、この委員に申し込

規則名	児童に関する事項	規程内容	
福田会育児院設置 條目 (1879.1.)	入院資格	幼稚にして父母を失ひ或は貧窮に困せられ養育し能はざる者	
	入院年齢	0歳～6歳未満	
	入会申込方法	入会を願う児童は親類組合等の書面を出させその地方区役所へも照会、願書式あり(第2条)	
	児童呼称	教童	
	進路	満13歳になると児童の希望する専門学とその性質から考えて方向を定める	
	養子縁組	貰い受けて相続人になりたいとの申し込みがあった場合は衆議の上望みに任せる。	
	育児の科	第一科	0歳～6歳未満、里子
第二科		6歳以上独歩独餐し、乳母の手を離れたもの、本院に入って教会学則に就かせる	
福田会育児院規則 (1879.5)	入院資格	幼稚にして父母を失ひ或は貧窮に困せられ養育し能はざる者	
	入院年齢	0歳～6歳未満	
	入会申込方法	親類組合等より書面提出(第3条)「教童入会書式」あり	
	児童呼称	教童	
	養子縁組	養育中又は修業中貰い受けて相続人になりたいとの申し込みがあった場合は、要求者の貧富及び品行を審察して後に付与	
	育児の科	第一科	0歳～6歳未満、里子
		第二科	6歳以上独歩独餐し、乳母の手を離れたもの、普通の学則に就かせる
福田会育児院規則 1889	入院資格	貧困無告の児女	
	入院年齢	0歳～6歳未満	
	入会申込方法	親戚等より書面を出させ並びにその属籍地方区役所の添翰を要収(第51条)、入院の許可は本院役員議衆による(第53条)	
	児童呼称	児童(第6条)	
	養子の別	院外養育	乳育を脱せざる者(0歳～3歳未満)は、院外保母に托す
		院内養育	満3歳以上の院児の養育は之簿が担当し、恵愛部の専任とす
福田会育児院管理規則 (1889)	入院資格	無告の孤子又は疾病罹災等のため貧困を極めたる者の子女弟妹等	
	入院年齢	0歳～6歳未満	
	入会申込方法	入院願書第1号書式	
	児童呼称	院児	
	養子縁組	院児を養子女にしたいと請う者ある時は第2号の請求書並びに4項の盟約書を添付させる	
	院外養育	院児のうち未だ乳育を脱せざる者は院外保母に託して里子となす(0歳～3歳未満)	

注.東京都公文書館所蔵資料、宮内庁書陵部所蔵資料により作成

む。委員が里親委託先を選定する要件は、委

員の経験によるものであり、家庭が健康であること、家庭内に子どもが少なく、もし子どもがいる場合はその末子が5歳もしくは6歳を過ぎ、その数も2、3人を超えないこと、母乳が豊富であること、里子の面倒を見るだけの手があること、即ち老人がいること、児童に対する理解があること、中流に近い経済生活を営むこと、現在既に里子のある家庭を原則として除くことを条件としていたようだ。全体的には、委託対象、委託方法、委託期間等に関しては、福田会の規則にそって実施されていたようである。

里親委託制度では、院児を本院から離れて養育するため、委託家庭に対する定期的な視察が必要であった。明治30年代には、養子や里子に関する都道府県令が設けられているが、その背景には、養子や里子を虐待する養父母に対する問題意識が高まっていたことがあげられる。監督者を務めた横山三省氏(1835年8月10日～1917(大正6)年7月15日)は、江戸後期から明治期の医者・村会議員であり、本名は飯島豊次郎と言う。石川村(現在の神奈川県横浜市青葉区)に生まれ、医学を学び、1856年3月より都筑郡荏田村において開業した。横山氏は、里子に関する全体的な監督者としての役割を果たしていた。

#### (4) 結びにかえて

ここでは、福田会の創設から昭和戦前期にいたる歴史の一端と財政基盤、入所児童に関する規則、里親制度の一端のみ述べた。他については『福田会のあゆみ』を参照されたい。

#### 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計9件)

小泉亜紀、福田会育児院における院内処遇史、東京社会福祉史研究、査読有、9号、2015、1-21

宇都榮子、福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織、社会福祉、55号、2015、

93-115

菅田理一、福田会育児院の里親委託制度における里子取扱委員の役割と機能、社会事業史研究、査読有、第47号、2015、31-47

宇都榮子、福田会育児院史研究の基礎的資料の整理 その4、福祉専修、35号、2014、23-56

小泉亜紀、福田会育児院における院内処遇史、福祉専修、35号、2014、1-22

野口武悟、菅田理一、江連崇、昭和戦前期の福田会育児院における里親委託、東京社会福祉史研究、第6号、査読有、2013、57-69

宇都榮子、小池隆生、野口武悟、菅田理一、福田会育児院史研究の基礎的資料の整理その3、福祉専修、第34号、2013、19-100

宇都榮子、小池隆生、野口武悟、土井直子、菅田理一、福田会育児院史研究の基礎的資料の整理その2、福祉専修、33号、2012、13-60

宇都榮子、明治期における福田会育児院の規定類とその実施状況、東京社会福祉史研究、査読有、第5号、2011、63-102

〔学会発表〕(計10件)

宇都榮子、明治期から昭和戦前期における福田会と下賜金・皇族名誉総裁、社会事業史学会第43回大会、2015年5月9日、愛知県立大学(愛知県長久手市)

小泉亜紀、福田会育児院の入院児童の退院理由に関する事例分析、と同大会

菅田理一、福田会育児院の里親委託、と同大会

宇都榮子、福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織、日本社会福祉学会第62回秋季大会、2014年11月30日、早稲田大学(東京都)

菅田理一、福田会育児院の里親制度における里子取扱委員の役割と機能、と同大会

小泉亜紀、明治・大正期の児童養護実践が形成される過程についての一考察、と同大会

小泉亜紀、福田会育児院における院内処遇史(初期報告)、東京社会福祉史研究会第88

回例会、2014年3月22日、専修大学社会科学研究所神田分室(東京都)

菅田理一、明治期の福田会育児院の養育と教育について、日本社会福祉学会第60回秋季大会、2012年10月21日、関西学院大学(兵庫県西宮市)

菅田理一、野口武悟、宇都榮子、明治期における福田会育児院の経営、日本社会福祉学会第59回大会(ポスター発表) 淑徳大学(千葉県千葉市)、2011年10月9日〔図書〕(計2件)

宇都榮子、野口武悟、長谷川匡俊、菅田理一、土井直子、桜井昭男、庄司拓也、小泉亜紀、宮本英勝ほか、福田会のあゆみ、社会福祉法人福田会、2015、180(予定)

菅田理一『横山医院と福田会里親委託制度』福田会育児院史研究会、2014年、67

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

宇都榮子(UTO, Eiko)  
専修大学・人間科学部・教授  
研究者番号: 40060701

### (2) 研究分担者

- ・野口武悟(NOGUTI, Takenori)  
専修大学・文学部・教授  
研究者番号: 80439520
- ・小池隆生(KOIKE, Takao)  
専修大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 40404826  
(平成23~25年度)

### (3) 連携研究者

- ・長谷川匡俊(HASEGAWA, Masatoshi)  
淑徳大学・名誉教授  
研究者番号: 10095408
- ・土井直子(DOI, Naoko)  
浦和大学・総合福祉学部・兼任講師  
研究者番号: 20465826
- ・菅田理一(SUGETA, Richi)  
東洋大学・ライフデザイン学部・助教  
研究者番号: 70611383
- ・桜井昭男(SAKURAI, Akio)  
淑徳大学・淑徳大学アーカイブズ・主任専門員  
研究者番号: 60619667
- ・庄司拓也(SHOJI, Takuya)  
専修大学・人文科学研究所・特別研究員  
研究者番号: 10468621